

徳島県外国人材受入環境整備事業補助金に係るQ&A

問1 法人の住所が県内にあるが、県外にある事業所で外国人材を雇用した場合でも補助対象になるのか。

答1 県内に本社や事業所を有していても、外国人材を受け入れた事業所が県外の場合は補助対象となりません。

問2 日本語教育、生活環境整備、インターンシップの3事業区分全てを補助金申請することは可能か。

答2 可能です。

問3 日本語講習会の開催日や生活環境改善事業として実施した空調設備の設置工事の着手日が補助金の交付決定前になった場合でも補助を受けることができるのか。

答3 補助金の交付決定前に事業に着手した場合は補助を受けることができません。申請後であれば、交付決定前でも工事の発注、購入申込等を行うこと自体は差し支えありませんが、交付決定を受けられなかった場合には自己負担となりますのでご注意ください。

問4 監理団体や登録支援機関、人材紹介会社が入国前に実施する日本語教育に係る費用は補助対象になるのか。

答4 この補助金は、外国人材を雇用する企業が、雇用している外国人材に対して独自に実施する日本語能力の向上を目的とする研修等の取組を支援するものであり、当該経費は対象としていません。

問5 日本語能力の向上を目的に実施する事業として、外国人技能実習制度における入国後講習は補助対象になるか。(R8一部追記)

答5 この補助金は、外国人材を雇用する企業が独自に実施する日本語能力の向上を目的とする研修等を補助対象としています。外国人技能実習制度における入国後講習等の法定研修の経費については補助対象となりません。また、その他の法令、告示、指名又は国際約束（経済連携協定等）に基づき、入国後又は就労に際して実施が義務付けられている講習等も補助対象となりません。

問6 自社で雇用する外国人材が個人でオンラインの日本語講座を申し込んでいるが、企業が代理で補助金申請することは可能か。

答6 この補助金は、企業が実施する日本語教育に対する補助金であり、外国人材個人へ直接補助金をお支払いすることはできません。また、雇用企業が受講費用を負担しない場合は補助対象となりませんので、単なる代理申請は受付できません。

問7 自社で雇用する外国人材が公共交通機関を利用して日本語教室に通学する場合、交通費は対象になるか。

答7 講座を受講する外国人材の交通費については、補助対象となりません。講座の受講料・テキスト代は補助対象となります。

問8 自社で日本語講習会やインターンシップ生への研修会や交流会を開催する予定だが、この場において講師や研修対象の外国人材にお茶や軽食を提供したいが補助対象になるか。

答8 飲食代については、補助対象とはなりません。

問9 自社で日本語講習会を開催するが、この場において自社の社員が講師となって日本語指導をする場合、講師が使用するテキスト代は補助対象になるか。

答9

講師が使用するテキスト代も補助対象となります。また、社員が日本語指導のため受講する日本語教師養成講座の受講料も対象となります。

ただし、当該社員が、教材を使用して継続的に日本語指導を行う体制を構築していることを証する資料等をご提供いただく必要があります。なお、その際の社員の時間外手当は補助対象外です。

問10 事業者が所有又は借り上げている宿舍の整備・改修費はどのような整備が補助対象になるか。

答10 この場合、住居への冷暖房設置、シャワー設備設置、トイレの洋式化など、建築物と一体となった設備の整備に関する費用が補助対象となります。個別具体的な補助対象については、お問い合わせください。

なお、宿舍の賃借に係る費用や不動産の購入に係る費用、家具や家電製品等の備品購入費用は補助対象とはなりません。

問11 在籍する全ての外国人労働者が帰国した場合、どのような手続きが必要になるのか。

答11 補助事業で取得した財産には、個々の財産の耐用年数があります。補助金にて整備した施設を申請時に目的としていた事業以外の事業に使用する場合等は財産処分に対して制限がかかる場合がありますのでご注意ください。個別具体的な事案については、お問い合わせください。

問12 インターンシップ参加者の宿泊費に朝食・夕食が含まれている場合、宿泊費全額補助対象になるか。

答12 飲食代については、補助対象とはなりません。食事なしプランを選択いただくか、食事代を差し引いた額を補助対象経費としてください。

問13 見積書や領収書に消費税込の金額しか記載されていないが、全額補助対象額としてよいのか。

答13 領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、当該金額を1.1で割り返した金額が補助対象となります。

問14 申請に必要な見積書は、複数社の見積書を提出する必要があるか。

答14 1社の見積書の提出で結構ですが、市場価格より明らかに高額な見積書の場合は、内容確認をさせていただく場合があり、他社の見積書の提出をお願いすることがあります。

問15 外国人材の受入れ状況（予定含む）を確認できる書類とは何か。（R8追記）

答15 ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、外国人雇用状況の届出書の写し又は雇用契約書の写し等を指します。

また、新たに外国人材の受入れを行う場合は、雇用契約書や、技能実習生の場合は、認定通知書（技能実習計画書）など今後受入れることが分かるものをご提出ください。

問16 外国人材の雇用確認書類は雇用する外国人全員分の提出が必要か。（R8追記）

答16 事業の対象となる外国人材の雇用確認書類だけで結構です。

なお、申請書類のうち様式第1号_別紙1_事業計画書に、対象となる外国人材の氏名を記載することになっていますので、該当する方の受入れ状況を確認できる書類（上記問2参照）を添付してください。

問17 事業の実施期間とはいつからいつまでを言うのか。（R8追記）

交付決定後に事業を開始する必要がありますので、事業開始日は、交付申請書の申請日から概ね10日後の日付を記載してください、事業終了日は納品または支払い完了日のいずれか遅い方になります。

問18 事業を進める中で、見積時から金額が変わる（安くなる、または高くなる）見込みになった。少額の変更であれば、事前の変更手続きをせずにそのまま実績報告をしてもよいか？。（R8追記）

少額であっても「金額に変更が生じる場合」は、たとえ1円の増減であっても事前に県への「補助事業変更承認申請」が必要となります。

要綱上、事前の承認が不要な「軽微な変更」と認められるのは、「補助金額に変更がなく、経費の区分間での20%以内の流用」や「事業計画の細部の変更」のみです。全体の総額が変わる場合や、各項目の金額に増減が生じる場合は、金額の大小にかかわらず必ず発注や支払いを行う前に、「変更承認申請書（様式第2号）」及び「変更後の見積書」を提出し、県の承認を受けてください。